

## 2020（令和2年）年度外国人留学生奨学金奨学生募集要項

### 1. 目的

総合研究大学院大学高エネルギー加速器科学研究科（加速器科学専攻、物質構造科学専攻、素粒子原子核専攻）の5年一貫制博士課程（3年次編入学）に在籍する私費外国人留学生に対し、月額9万円の奨学金を支給し、修学を支援すること。

### 2. 採用予定人数・給付額及び給付期間

採用予定人数：1名

給付金額：月額9万円

但し、重複受給を認める他の奨学金を受給する場合には、給付額を減額する場合がある。

給付期間：原則として入学した月から3年

### 3. 応募資格

総合研究大学院大学高エネルギー加速器科学研究科（加速器科学専攻、物質構造科学専攻、素粒子原子核専攻）の5年一貫制博士課程（3年次編入学）に出願する私費外国人留学生（※）

※出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の四に定める「留学」の在留資格を有する者（予定者を含む）で、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に定める国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者

○重複受給できない他の奨学金等を受給している者（予定者も含む）は応募できない。

### 4. 提出書類

- (1) 高エネルギー加速器研究機構外国人留学生奨学金申請書（所定様式）
- (2) 最終出身大学（学部及び大学院）の卒業（見込）証明書又は学位証明書（※）
- (3) 最終出身大学（学部又は大学院）の成績証明書（出身大学で発行したもの）（※）
- (4) 本人の研究内容を知る者（卒業・修了した大学での指導教員等）からの推薦書（※）
- (5) 受入予定教員からの推薦状（※）
- (6) 過去の研究実績等（※）
- (7) 学位論文概要等（※）
- (8) 選考分野及び研究計画（※）
- (9) 国籍を証明する書類（旅券等）

(9) 以外の書類は、全て原本の提出とし、写しは認めない。※は任意様式

## 5. 応募締切

2020年5月8日(金)

※提出書類は、応募締切日までの必着とし、原則として郵送のこと。

## 6. 提出先・問い合わせ先

〒305-0801

茨城県つくば市大穂1-1

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構

研究協力部研究協力課大学院教育係

TEL: 029-864-5128

FAX: 029-864-4602

E-mail: kyodo2@mail.kek.jp

## 7. 選考及び選考結果通知方法

選考委員会により、書類選考・面接試験等を行う。選考結果は機構長が通知する。

## 8. 給付決定の取り消し

奨学生として給付決定された後、虚偽の申請または届出をした事実が判明した場合には、その決定を取り消す。(必要に応じて、すでに受給した奨学金の全部又は一部の返還を求められることがある)

## 9. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、奨学生の決定通知を受けた後、遵守すべき事項を記載した「誓約書」(所定様式)を提出しなければならない。
- (2) 奨学生は、毎月「奨学生在籍確認簿」(所定様式)により、在籍状況を報告しなければならない。
- (3) 奨学生は、各学年終了時に「奨学生学業報告書」(所定様式)を提出しなければならない。

## 10. 給付方法

奨学金は、奨学生からの在籍確認報告に基づき、奨学生の指定する本人名義の金融機関の口座に月額が振り込まれる。但し、特別の事情があるときは、2か月分以上の給付額が振り込まれる。

## 11. 渡日旅費及び帰国旅費の支給

奨学生の決定を受けた者に対し、渡日旅費及び帰国旅費を支給することができる。

## 12. 次の各号に該当する場合は、奨学金の給付を休止する。

- (1) 休学したとき
- (2) 長期にわたり欠席したとき

## 13. 次の各号に該当する場合は、奨学金の給付を中止する。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）別表第1の四に定める「留学」の在留資格が他の在留資格に変更が生じたとき
- (2) 退学又は転学したとき
- (3) 心身の故障により修学の見込みがなくなると認められるとき
- (4) 学業成績または性向が著しく不良となったと認められるとき
- (5) 奨学生が日本学術振興会特別研究員や国費外国人留学生に採用されたとき
- (6) 重複受給できない他の奨学金等を受給したとき
- (7) その他奨学生として適当でないと認められたとき

## 14. その他

- ・ 機構でRA（リサーチアシスタント）として採用されることがある。